

	区分	内 容	備考
1 中型まき網漁業	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業	
		いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする2そうまき無動力中型まき網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	全隻数：11隻 うち総トン数15トン以上の網船の隻数：11隻 (令和2年農林水産省告示第2229号)
	船舶の総トン数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上15トン未満の場合にあつては、10トン以上15トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が15トン以上20トン未満の場合にあつては、15トン以上20トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が20トン以上25トン未満の場合にあつては、20トン以上25トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が25トン以上30トン未満の場合にあつては、25トン以上30トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が30トン以上35トン未満の場合にあつては、30トン以上35トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が35トン以上40トン未満の場合にあつては、35トン以上40トン未満</li> </ul>	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	(1)15トン以上階層の船舶 島根・山口両県界から正北西の線以東の島根県沖合海面 (2)15トン未満階層の船舶 北緯35度50分11秒(日本測地系北緯35度50分)以北の隠岐地区沖合海面	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	島根県内に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
2 中型まき網漁業	漁業種類	しいらつけ漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上20トン未満の場合にあつては、10トン以上20トン未満</li> </ul>	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	隠岐島周辺海域	
	漁業時期	6月1日から10月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
3 中型まき網漁業	漁業種類	とびうおまき網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満</li> <li>・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上15トン未満の場合にあつては、10トン以上15トン未満</li> </ul>	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	隠岐島周辺海域(島前湾内を除く。)	
	漁業時期	5月1日から8月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
4 小型まき網漁業	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき小型機船巾着網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン未満	規則第4条第1項第1号
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	北緯35度50分11秒(日本測地系北緯35度50分)以北の隠岐島周辺海域	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	

区分		内 容		備考
5 小型まき網漁業	制限措置	漁業種類	しいらつけ漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	規則第4条第1項第1号
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	隠岐島周辺海域	
		漁業時期	6月1日から10月31日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
6 小型まき網漁業	制限措置	漁業種類	とびうおまき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	規則第4条第1項第1号
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	隠岐島周辺海域（島前湾内を除く。）	
		漁業時期	5月1日から8月31日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
7 機船船びき網漁業	制限措置	漁業種類	さより機船船びき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	10トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	隠岐島周辺海域	
		漁業時期	10月1日から翌年4月15日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
8 機船船びき網漁業	制限措置	漁業種類	とびうお機船船びき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	10トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	A許可 ・島前湾内を除く隠岐島周辺最大高潮時海岸線（沿岸島嶼を含む。）から距岸800メートル以上の海域。ただし、地先漁業協同組合又は支所（地区）運営委員会の同意を得て操業する場合は距岸500メートル以上とする。 B許可 ・共第40号又は共第135号共同漁業権設定区域 ・島前湾内を除く隠岐島周辺最大高潮時海岸線（沿岸島嶼を含む。）から距岸800メートル以上の海域。ただし、地先漁業協同組合又は支所（地区）運営委員会の同意を得て操業する場合は距岸500メートル以上とする。	B許可については共同漁業権設定区域の漁業権者の同意を得た者に限り許可する。
		漁業時期	5月1日から8月31日まで	
漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者			
9 小型機船船びき網漁業	制限措置	漁業種類	手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上15トン未満の場合にあつては、10トン以上15トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）以北の隠岐地区沖合海面 ただし、知事が特に認めた場合はこの限りでない。	
		漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで	
漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者			

区分		内 容	備考
10 小型 機船 底びき 網漁業	制限 措置	漁業種類	手繰第二種漁業（自家用餌料びき網漁業）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	7トン以下
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	隠岐島周辺海域
		漁業時期	3月1日から11月30日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者
11 小型 機船 底びき 網漁業	制限 措置	漁業種類	手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	自町村地先海域。ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月1日以前の旧町村地先海域とする。
		漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者
12 さし 網漁業	制限 措置	漁業種類	ぶりまさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	15トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	隠岐島周辺10海里以内の海域（島前湾内を除く。）
		漁業時期	6月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者
13 さし 網漁業	制限 措置	漁業種類	あまだいこぎさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	・480キロワット以下又は100馬力以下の漁船を使用する場合にあっては、8トン未満 ・上記以外の場合にあっては、5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）以北の隠岐島周辺海域
		漁業時期	7月15日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者
14 さし 網漁業	制限 措置	漁業種類	とびうお流しさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	隠岐島周辺海域（島前湾内を除く。）
		漁業時期	5月1日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者
15 さし 網漁業	制限 措置	漁業種類	さんま流しさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	隠岐島周辺海域（島前湾内を除く。）
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考
16 さし網漁業	漁業種類	きすさし網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	共第〇号第二種共同漁業権設定区域 ※共第〇号は、申請者の住所が関係地区に含まれる第二種共同漁業権設定区域とする。	
	漁業時期	3月1日から10月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
17 しき網漁業	漁業種類	浮きしき網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	10トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	隠岐島周辺海域（島前湾内を除く。）	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
18 しき網漁業	漁業種類	やりいか浮きしき網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	15トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	・隠岐島島後地区漁業者にあつては、隠岐島島後周辺海域 ・隠岐島島前地区漁業者にあつては、隠岐島島前周辺海域	
	漁業時期	12月1日から翌年4月30日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
19 つけ漁業	漁業種類	つけ漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	※定めなし	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	隠岐島周辺海域	船ごとに漁場の緯度経度を指定する。
	漁業時期	6月1日から10月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
20 固定式さし網漁業	漁業種類	ぶり固定式さし網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	15トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	隠岐島周辺10海里以内の海域（島前湾内を除く。）	
	漁業時期	11月1日から翌年5月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	

区分		内 容	備考	
21 固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	めばる固定式さし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	15トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	<b>A許可</b> 平成10年4月30日以前の許可及びその更新・廃業見合い許可：隠岐島周辺海域 <b>B許可</b> 平成10年5月1日以降の新規許可：隠岐島周辺10海里以内の自町村地先海域。 ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月1日以前の旧町村地先海域とする。 <b>C許可</b> 隠岐島周辺10海里以内の知夫村地先海域（島前湾内を除く。）	C許可については、漁業協同組合JFしまね知夫出張所に所属する者に限る。
		漁業時期	3月15日から7月15日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
22 固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	ひらめ固定式さし網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	10トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	隠岐島周辺10海里以内の自町村地先海域（島前湾内を除く。） ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月1日以前の旧町村地先海域とする。	
		漁業時期	5月1日から7月31日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
23 固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	かさ網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	10トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	隠岐島後地区の共第〇号第二種共同漁業権設定区域 ※共第〇号は、申請者の住所が関係地区に含まれる第二種共同漁業権設定区域とする。	
		漁業時期	6月1日から10月31日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
24 小型いか釣漁業	制限措置	漁業種類	小型いか釣漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 ・現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上30トン未満の場合にあつては、10トン以上30トン未満	規則第4条第1項第10号
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	島根県沖合海面	
		漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
25 地びき網漁業	制限措置	漁業種類	地びき網漁業	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	※定めなし	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	共第〇号第二種共同漁業権設定区域（島前湾内を除く。） ※共第〇号は、申請者の住所が関係地区に含まれる第二種共同漁業権設定区域とする。	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	

区分		内 容	備考
26 かこ漁業	漁業種類	あなごかご漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン以上20トン未満	規則第4条第1項第14号
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	制限措置 操業区域	<b>A許可</b> 隠岐島周辺5海里以内の海域(島前湾内を除く。)  <b>B許可</b> 隠岐島周辺海域(島前湾内を除く。)	B許可については、管内すべての漁業協同組合(漁業協同組合JFしまねについては支所)から、隠岐島周辺5海里以遠の海域で操業することについての同意を得た者に限り許可する。
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
27 かこ漁業	漁業種類	ばいかご漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン以上60トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	制限措置 操業区域	島根県沖合海面	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで (他の漁業を兼業する者にあつては、兼業する漁業の漁業時期を除く。)	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
28 かこ漁業	漁業種類	たこかご漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン以上	規則第4条第1項第14号
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	制限措置 操業区域	隠岐島周辺5海里以内の海域(島前湾内を除く。)	
	漁業時期	9月1日から翌年3月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
29 すくい網漁業	漁業種類	いわしすくい網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	3トン以上10トン未満	規則第4条第1項第16号
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	制限措置 操業区域	隠岐島周辺海域(島前湾内を除く。)	
	漁業時期	4月1日から8月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
30 底建網漁業	漁業種類	底建網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	※定めなし	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	制限措置 操業区域	自町村地先海域であつて、別途許可証に示す海域。ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月1日以前の旧町村地先海域であつて、別途許可証に示す海域とする。	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	